

# 引っ越しをしたら住民票を移しましょう



～住所異動の届け出は、行政センター(旧区役所)や支所、協働センターなどでもできます～

3月11日(月)から、4月15日(月)の期間は、  
中央区役所(市役所1階)の  
区民生活課窓口が大変混雑します

中央区役所(市役所)以外の施設を利用し、中央区役所窓口の混雑緩和にご協力をお願いします。

## 区役所(市役所)・行政センター総合案内

市・区役所	電話番号	行政センター(旧区役所)	電話番号
中央区役所(市役所)	457-2111	東行政センター	424-0111
		西行政センター	597-1111
浜名区役所	587-3111	南行政センター	425-1111
天竜区役所	926-1111	北行政センター	523-1111

## 住所異動届を取り扱っている施設一覧(区役所以外)

区	区分	施設名
中央区	行政センター	東・西・南
	支所	舞阪
	協働センター	東部・富塚・高台・佐鳴台・ 県居・曳馬・蒲・天竜・笠井・ 積志・神久呂・入野・伊佐見・ 和地・庄内・篠原・南陽・五島・ 白脇・新津・三方原
	市民サービスセンター	北部・駅前・高丘葵・可美・飯田
浜名区	行政センター	北
	支所	引佐・三ヶ日
	協働センター	都田・中瀬・麿玉
	市民サービスセンター	新都田
天竜区	支所	春野・佐久間・水窪・龍山
	ふれあいセンター	竜川・熊・上阿多古・下阿多古・ 浦川・山香・城西
	市民サービスセンター	鹿島

※施設によって取り扱いできない届け出がありますので、事前に問い合わせください

【例1】 外国籍の人の住所異動の届け出(区役所、行政センターのみ受付可)

【例2】 マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードへの新住所などの記載を伴う住所異動の届け出(区役所、行政センターおよび一部の協働センター、市民サービスセンターのみ受付可)

住所異動 届け出のための  
臨時窓口を開設します

中央区役所区民生活課 ☎457-2125

日時: 3月24日(日)・31日(日) 9:00 ~ 11:30

場所: 中央区役所区民生活課(市役所本館1階)

できること: 異動する本人による転入・転居・転出の届け出

《以下の手続きは臨時窓口では届け出ができません。ご注意ください》

- ◆戸籍届(前々日閉庁時からの届を含む)を伴う異動の手続き
- ◆他市区町村や年金事務所などへの問い合わせを必要とする手続き など

注意: 転入、転居は引っ越しが終わり、住み始めてから行う届け出です。転出の場合のみ、引っ越しの前に届け出ができます

届け出	持ち物
<b>転入</b> (浜松市へ住所を移す)	・転出証明書 (転入前の市区町村で交付された場合のみ) ・負担区分証明書 (後期高齢者医療保険該当者のみ) ・在学証明書 (小・中学生のみ、卒業生は卒業証明書)
<b>転居</b> (浜松市内で住所を移す)	・保険証※1 ・在学証明書 (小・中学生の転校手続きの場合)
<b>転出</b> (浜松市外へ住所を移す)	・保険証※1 ・市民カード (持っている人)
※1 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険のうち該当する証書	

※上記の内容は、臨時窓口開設時のものです

## オンライン転出届

窓口へ出向く必要がなくなります!

マイナンバーカードと対応スマートフォンを持っている人は、市外へ住所を移す際に、転出届をオンラインで提出できます。転出届を提出するために、区役所などの窓口へ出向く必要はありません。



市HP▶オンライン 転出届 検索

## コンビニの証明書交付をご利用ください

マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機を使って、証明書を取得することができます。

戸籍・住民票・  
印鑑証明  
交付→



税務証明書  
交付→



市HP▶コンビニ 証明書交付 検索